

第 72 期 報 告 書

(第72回定時株主総会招集ご通知添付書類)

自：2021年12月1日

至：2022年11月30日

アサヒ衛陶株式会社

添付書類

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本及び世界経済は、日本国内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者が抑えられてきたことによる経済の持ち直しが期待されておりましたが、新型コロナウイルスの変異株などの新規感染が広がっており、また、世界においても新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少したことを契機に、全体的には経済の持ち直しの動きが見られておりました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー問題等による原材料や輸送コストの高騰、急激な円安などにより、不確実性の高い状況となっております。

このような経済環境の中、当社グループは、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多角化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することのできる企業体へと転換を図っております。

上記の通り世界情勢の先行きが未だ不透明な状況の中で、海外事業にかかわる新たな事業を事業多角化戦略に取り組む必要があると考えており、従前から取り組んできた基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新規事業として立ち上げた一般住宅向け太陽光発電システム及び蓄電池システム事業に加え、EVスタンド機器の販売事業を立ち上げ、新たな収益基盤の確保に努めて参ります。

売上面では、海外事業については、ベトナムにおいては新型コロナウイルス感染症による影響が長引いており、生産面で製作の人員確保が難しかったことによる欠品が生じたための販売機会が失われた事及び生産コストが上昇した事が影響となっております。またミャンマーにおける政情をきっかけとしたベトナム政府の方針転換も事業活動に影響が出ていることから、粗利率が低下しており、収益の回復が遅れております。国内事業については、新たに立ち上げたリサイクル事業がプラスとなったものの、それ以外の事業につ

いては計画通りに推移しておりません。また、売上原価について円安によりコストが上昇していること、組織再編のための販売費及び一般管理費が増加しており収益の回復が遅れております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,282百万円(前期比29.3%増加)、営業損失は188百万円(前期は5百万円の営業損失)、経常損失は158百万円(前期は6百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は163百万円(前期は41百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、当社グループは住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、連結子会社である株式会社アサヒホームテクノの本社兼ショールームの内装が主なもので、その総額は10百万円であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、第4回新株予約権が1,176個権利行使されたこと及び、第6回新株予約権が1,778個権利行使されたこと、ならびに第三者割当により新株の発行を実施したことで、235百万円の資金調達を行っております。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 69 期 (2018.12～ 2019.11)	第 70 期 (2019.12～ 2020.11)	第 71 期 (2020.12～ 2021.11)	第 72 期 (当連結会計年度) (2021.12～ 2022.11)
売 上 高 (百万円)	2,426	2,002	1,765	2,282
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△316	13	6	△158
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△371	17	△41	△163
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△220.26	7.56	△13.54	△49.46
総 資 産 (百万円)	1,619	1,960	2,053	2,072
純 資 産 (百万円)	543	971	1,146	1,210
1株当たり純資産額 (円)	298.37	350.26	361.81	321.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第69期につき、E S O P信託が所有する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 69 期 (2018. 12～ 2019. 11)	第 70 期 (2019. 12～ 2020. 11)	第 71 期 (2020. 12～ 2021. 11)	第 72 期 (当事業年度) (2021. 12～ 2022. 11)
売 上 高 (百万円)	2, 318	1, 920	1, 755	1, 800
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△313	15	△ 0	△173
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△368	18	△45	△193
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△218. 53	8. 20	△14. 60	△58. 47
総 資 産 (百万円)	1, 615	1, 941	2, 046	1, 928
純 資 産 (百万円)	544	973	1, 152	1, 202
1株当たり純資産額 (円)	299. 28	350. 86	363. 54	323. 76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第69期につき、E S O P信託が所有する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
VINA ASAHI CO., LTD.	28, 378千円	100%	住宅設備機器の販売
株式会社アサヒホームテクノ	50, 000千円	100%	住宅設備機器の販売 及び施工
アサヒニノス株式会社	23, 160千円	86. 4%	リサイクル事業
株式会社チャミ・コーポレーション	9, 665千円	50. 82%	輸入家具、オフィス 家具及び日用品の卸 販売

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度における日本及び世界経済は、日本国内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者が抑えられてきたことによる経済の持ち直しが期待されておりましたが、新型コロナウイルスの変異株などの新規感染が広がっており、また、世界においても新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少したことを契機に、全体的には経済の持ち直しの動きが見られておりました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー問題等による原材料や輸送コストの高騰、急激な円安などにより、不確実性の高い状況となっております。

このような経済環境の中、当社グループは、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することのできる企業体へと転換を図っております。

このような厳しい経済環境の中、当社グループは、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

- ・今後の事業戦略について

当社グループは、上記のとおり世界情勢の先行きが未だ不透明な状況の中で、海外事業にかかわる新たな事業を事業多様化戦略に取り組む必要があると考えており、従前から取り組んできた基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新規事業として立ち上げた一般住宅向け太陽光発電システム及び蓄電池システム事業に加え、EVスタンド機器の販売事業を立ち上げ、新たな収益基盤の確保に努めて参ります。

- ・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、2022年9月22日開催の取締役会において、2022年10月12日を割当日とする第三者割当による新株式及び第5回新株予約権ならびに第6回新株予約権の発行を決議し、新株式の発行による資金調達が完了するとともに、第4四半期連結会計期間以降において新株予約権の行使による資金調達を行って参ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

当社グループは、衛生機器（衛生陶器、附属器具、水洗便器セット、その他関連機器）・洗面機器（洗面化粧台、化粧鏡、天板、その他関連機器）の製造、仕入、販売及びリサイクル事業を行っております。

(6) 主要な事業所 (2022年11月30日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
東 京 支 店	東 京 都 北 区
九 州 支 店	佐 賀 県 鳥 栖 市
中 四 国 営 業 所	広 島 市 安 佐 南 区
香 川 事 業 所	香 川 県 東 か が わ 市

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
VINA ASAHI CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国
株式会社アサヒホームテクノ	福 岡 市 南 区
アサヒニノス株式会社	大 阪 市 中 央 区
株式会社チャミ・コーポレーション	東 京 都 大 田 区 平 和 島

(7) 使用人の状況 (2022年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
63名(13名)	11名増(3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名(13名)	5名増(3名増)	48.1歳	11.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策金融公庫	243
株式会社みずほ銀行	84
株式会社京都銀行	47
株式会社関西みらい銀行	45
株式会社三井住友銀行	43
星野和也	13

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年11月30日現在)

① 発行可能株式総数 9,000,000株

② 発行済株式の総数 3,693,900株

(注) 新株予約権の権利行使及び第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は524,300株増加しております。

③ 株主数 1,997名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
カントリーガーデン・ジャパン株式会社	228,900	6.20
日本証券金融株式会社	192,700	5.22
金井和彦	130,600	3.54
星野和也	117,600	3.19
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	111,500	3.02
楽天証券株式会社	106,300	2.88
創展環球有限公司	101,600	2.75
田中威之	100,000	2.71
伸和工業株式会社	83,100	2.25
プラスワンホールディングス株式会社	78,000	2.11

(注) 持株比率は、自己株式(2,135株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2022年11月30日現在)

該当事項はありません。

- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

- ③その他新株予約権等の状況 (2022年11月30日現在)

第5回新株予約権	10,298個	1,029,800株
第6回新株予約権	2,030個	203,000株
第7回新株予約権	3,372個	337,200株

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 兼 社長 (代表取締役)	星 野 和 也	セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役 カントリーガーデン・ジャパン株式会社 代表取締役 中小企業ホールディングス株式会社 取締役 株式会社アサヒホームテクノ 取締役
取 締 役	山 口 和 秋	専務執行役員 経営企画本部長 アサヒニノス株式会社 取締役
取 締 役	成 田 豊	アサヒニノス株式会社 代表取締役 リベラルファイン株式会社 代表取締役
取 締 役	田 中 威 之	株式会社快縁 代表取締役 株式会社京織 常務取締役
取締役(監査等委員)	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンコスメジャパン社外取締役 東和薬品株式会社 社外監査役 株式会社エーアイテイー 社外監査役
取締役(監査等委員)	米 津 航	米津法律事務所 弁護士
取締役(監査等委員)	棟 朝 英 美	棟朝英美税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会が内部監査室との連携を強化して、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役(監査等委員)三村淳司氏は、公認会計士としての専門的見地から、財務、会計全般に関する知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)米津航氏は、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治に対する知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)棟朝英美氏は、大阪国税局、税務署長の経験、税理士としての専門的見地から、税務、財務会計に対する知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結

しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

② 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動

2022年1月19日付で、取締役会長（代表取締役）星野和也氏は取締役会長兼社長（代表取締役）に就任いたしました。

2022年1月19日付で、取締役社長（代表取締役）尾端友成氏は取締役社長（代表取締役）を辞任いたしました。

2022年2月25日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）尾端友成氏、取締役（監査等委員である取締役を除く。）中西佑介氏、取締役（監査等委員）平川智一氏、取締役（監査等委員）菅原勝治氏、取締役（監査等委員）佐藤秀樹氏は退任いたしました。

なお、就任時及び退任時の地位、担当および重要な兼職の状況は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	星野和也	セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役 カントリーガーデン・ジャパン株式会社 代表取締役 中小企業ホールディングス株式会社 取締役 株式会社アサヒホームテクノ 取締役
取締役	尾端友成	プラスワンホールディングス株式会社 代表取締役 一般社団法人リアフルコレクション 理事 株式会社オアノエンターテインメント 代表取締役 株式会社PREMIUM 代表取締役
取締役	中西佑介	XIV不動産株式会社 代表取締役
取締役(監査等委員)	平川智一	社会保険労務士法人Voice 代表 株式会社Voice 代表取締役
取締役(監査等委員)	菅原勝治	シンワアートオークション株式会社 顧問 全国麻雀業組合総連合会 特別顧問
取締役(監査等委員)	佐藤秀樹	汐留パートナーズ株式会社 監査役 汐留プロパティ株式会社 取締役 汐留トラスト株式会社 代表取締役 弁護士法人みやび 代表弁護士

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同様。)の報酬は、各取締役の業績への貢献や業務執行状況等を勘案して決定することとし、その内容は月例の固定報酬及び内規に基づく退職慰労金から構成されるものとする。

なお、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の個人別の報酬等については、以下のように決定・支給することとする。

・固定報酬

毎月一定の金額を支給することとし、各取締役の役位・職責・在任年数に応じて、当社の業績・従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとする。

・退職慰労金

内規に基づき毎月一定の金額の積み立てを行い、退任時に株主総会で退職慰労金の支給について決議を行った上で、取締役会にて業績への貢献や業務執行状況等を勘案し、具体的な支給金額の決議を行った後に支給を行う。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けることとする。その権限の内容及び最良の範囲は、株主総会にて定めた報酬等総額の限度額の範囲内での固定報酬の決定についてである。

ロ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額につき代表取締役社長が算定した金額・内容については、社外取締役である監査等委員である取締役が問題ないことを確認した上で決定していることから、取締役会としては当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の数
		固定報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	23,291 (-)	21,000 (-)	2,291 (-)	6名 (一名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6,900 (6,900)	6,900 (6,900)	- (-)	6名 (6名)
合計 (うち社外取締役)	30,191 (6,900)	27,900 (6,900)	2,291 (-)	12名 (6名)

- (注) 1. 上記には、2022年2月25日付で辞任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名及び監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役3名)を含めております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額80百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名であります。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額20百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役 (監査等委員)	平 川 智 一	社会保険労務士法人Voice 代表 株式会社Voice 代表取締役	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	菅 原 勝 治	シンワアートオークション 株式会社 顧問 全国麻雀業組合総連合会 特別顧問	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 秀 樹	汐留パートナーズ株式会社 監査役 汐留プロパティ株式会社 取締役 汐留トラスト株式会社 代表取締役 弁護士法人みやび 代表弁護士	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パー トナーズ 代表取締役 株式会社エーアイティー 社外監査役 株式会社アジュバンコス メジャパン 社外取締役	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	米 津 航	米津法律事務所 弁護士	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	棟 朝 英 美	棟朝英美税理士事務所 代表	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して 行 っ た 職 務 の 概 要
社外取締役 (監査等委員)	平 川 智 一	2022年2月25日の辞任までの当事業年度開催の取締役会7回のうち5回に出席し、また、当事業年開催の監査等委員会2回全てに出席しており、主に社会保険労務士としての経験を活かして人事・経営労務に関する監督・指導助言を行うことで、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	菅 原 勝 治	2022年2月25日の辞任までの当事業年度開催の取締役会7回のうち2回に出席し、また、当事業年開催の監査等委員会2回のうち1回に出席しており、主に警視庁での経験を生かしてコンプライアンスや危機管理に関する監督・指導助言を行うことで、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 秀 樹	2022年2月25日の辞任までの当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席し、また、当事業年開催の監査等委員会2回全てに出席しており、主に弁護士としての経験を生かしてコンプライアンスや法務に関する監督・指導助言を行うことで、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	三 村 淳 司	2022年2月25日の就任以降、当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記以外の社内の会議にも参加して適宜助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	米 津 航	2022年2月25日の就任以降、当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。

取締役 (監査等委員)	棟 朝 英 美	2022年2月25日の就任以降、当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席しており、主に税理士としての専門的見地から発言を適宜行っていました。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました
----------------	---------	--

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人アリア

② 報酬等の額

	支 払 額
	千円
・当事業年度に係る報酬等の額	21,600
・当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	21,600

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況および当該体制の運用状況は次のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役、使用人を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築および維持向上を推進する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に関する情報および文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存および管理することとする。
取締役は、これらの情報を閲覧できるものとする。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社および海外子会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。各部門はリスク管理規程に定義されたリスクに対して管理を行い、経営管理部が各部門のリスク管理を横断的に管理・支援する。内部監査室は、各部門が効果的にリスク管理を行えるよう助言・調整を行うとともに、経営管理部と連携して実施状況の監査を行うものとする。
また経営上重要な事項については、リスク管理規程に従い執行役員会において定期的に審議を行うほか、取締役会に報告を行うものとする。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は毎月1回定期的開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。
取締役、執行役員および取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会を毎月定期的開催し、経営に重要な影響を及ぼす事項または全社に関係する重要な事項の審議を行うとともに、各部署の主要な施策と事業計画に関する予算実績の進捗状況の確認を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および海外子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念および行動指針の周知徹底を取締役・使用人に図る。また、「海外子会社管理規程」を制定し、海外子会社の管理運営体制を構築している。

海外子会社の取締役・使用人が、重大な法令・定款違反および不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、海外子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く体制と当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の人選、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることとする。

また、当該使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

当社および海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および海外子会社に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告することとする。

また、当社および海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会から業務の執行に関する事項およびその他の重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応するものとする。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社および海外子会社の役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は業務上重要な会議への出席および議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および重要な使用人から、個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、定期的に監査法人および内部監査室との意見交換を行い、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。

11. 当該体制の運用状況

当社は、2016年2月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が行うことによる監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。内部監査室は、監査等委員および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を行っております。

また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・使用人に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

本株主総会において、買収防衛策の導入をお諮りしたいと存じます。

連結貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,585,417	流動負債	421,997
現金及び預金	325,518	支払手形及び買掛金	69,725
電子記録債権	68,848	短期借入金	13,330
受取手形及び売掛金	383,928	1年内返済予定の 長期借入金	179,441
商品及び製品	491,260	未払金	79,747
前渡金	214,385	未払費用	14,790
その他	114,101	未払法人税等	11,979
貸倒引当金	△12,624	未払消費税等	793
固定資産	486,855	賞与引当金	2,570
有形固定資産	345,491	製品保証引当金	5,079
建物	65,744	その他	44,540
構築物	2,118	固定負債	439,831
機械及び装置	812	長期借入金	366,381
車両運搬具	2,464	退職給付に係る負債	32,079
工具、器具及び備品	8,506	役員退職慰労引当金	2,291
土地	254,767	預り営業保証金	22,260
リース資産	10,670	その他	16,818
建設仮勘定	405	負債合計	861,829
無形固定資産	24,875	(純資産の部)	
ソフトウェア	24,875	株主資本	1,223,609
投資その他の資産	116,488	資本金	1,970,615
投資不動産	62,744	資本剰余金	568,405
投資有価証券	5,450	利益剰余金	△1,313,406
出資金	80	自己株式	△2,005
差入れ保証金	29,732	その他の包括利益累計額	△35,767
その他	18,481	為替換算調整勘定	△35,767
資産合計	2,072,272	新株予約権	7,386
		非支配株主持分	15,214
		純資産合計	1,210,443
		負債及び純資産合計	2,072,272

連 結 損 益 計 算 書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,282,859
売 上 原 価		1,575,791
売 上 総 利 益		707,067
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		895,304
営 業 損 失		188,236
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	2,180	
そ の 他	68,775	70,955
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,688	
そ の 他	35,375	41,064
経 常 損 失		158,346
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	2,266	2,266
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		156,079
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,435	6,435
当 期 純 損 失		162,515
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		919
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		163,435

連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	1,852,120	448,870	△1,147,950	△1,983	1,151,056
誤謬の訂正による累積的影響額			△6,169		△6,169
遡及処理後当期首残高	1,852,120	448,870	△1,154,119	△1,983	1,144,887
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	118,494	118,494			236,988
親会社株主に帰属する当期純損失			△163,435		△163,435
自己株式の取得				△21	△21
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)		1,041	4,149		5,190
当連結会計年度変動額合計	118,494	119,535	△159,286	△21	78,722
当連結会計年度末残高	1,970,615	568,405	△1,313,406	△2,005	1,223,609

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△5,018	△5,018	809	—	1,146,848
誤謬の訂正による累積的影響額					△6,169
遡及処理後当期首残高	△5,018	△5,018	809	—	1,140,678
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					236,988
親会社株主に帰属する当期純損失					△163,435
自己株式の取得					△21
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△30,748	△30,748	6,577	15,214	△3,767
当連結会計年度変動額合計	△30,748	△30,748	6,577	15,214	69,765
当連結会計年度末残高	△35,767	△35,767	7,386	15,214	1,210,443

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することのできる企業体へと転換を図っております。

海外事業が引き続き新型コロナウイルス感染症等の影響により伸び悩んでいること等、グループ全体として十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、上記のとおり世界情勢の先行きが未だ不透明な状況の中で、海外事業にかかわる新たな事業を事業多様化戦略に取り組む必要があると考えており、従前から取り組んできた基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新規事業として立ち上げた一般住宅向け太陽光発電システム及び蓄電池システム事業に加え、EVスタンド機器の販売事業を立ち上げ、新たな収益基盤の確保に努めて参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、2022年9月22日開催の取締役会において、2022年10月12日を割当日とする第三者割当による新株式及び第5回新株予約権並びに第6回新株予約権の発行を決議し、新株式の発行による資金調達が完了するとともに、第4四半期連結会計期間以降において新株予約権の行使による資金調達を行って参ります。

しかしながら、これらの諸施策は新規事業の立ち上げも含まれていることから計画どおりの進捗が確約されているものではなく、今後の事業の進捗状況によっては、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--|
| ・連結子会社の数 | 4社 (うち新規3社) |
| ・連結子会社の名称 | VINA ASAHI CO., LTD.
株式会社アサヒホームテクノ
アサヒニノス株式会社
株式会社チャミ・コーポレーション |
| ・連結の範囲の変更 | 当連結会計年度から、新規に設立をした株式会社アサヒホームテクノ、新規に出資を行ったアサヒニノス株式会社及び株式会社チャミ・コーポレーションを連結の範囲に含めております。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

VINA ASAHI CO., LTD. の決算日は9月30日であります。

株式会社アサヒホームテクノの決算日は11月30日であります。

アサヒニノス株式会社の決算日は11月30日であります。

株式会社チャミ・コーポレーションの決算日は7月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、VINA ASAHI CO., LTD. は同決算日現在の計算書類

を使用しております。但し、10月1日から連結決算日11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。株式会社チャミ・コーポレーションは11月30日現在の計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの以外

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 3年～53年

工具、器具及び備品 2年～18年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌連結会計年度の支給予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りであります。

住宅設備機器事業においては、主に衛生機器及び洗面機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品及び製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品及び製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計方針の変更

①収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額は軽微であるため、当連結会計年度の期首から新たな会計方針を適用しております。この結果、収益認識会計基準の適用による、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

②時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 過去の誤謬の修正

過年度より計上すべきであった製品保証引当金が計上されておりました。前連結会計年度以前の累積的影響額は、前連結会計年度の期首の資産、負債及び純資産の額に反映しております。この結果、前連結会計年度の期首の純資産の額は8,018千円減少しております。

また、当該修正再表示の結果、前連結会計年度の連結貸借対照表は、製品保証引当金が6,169千円増加し、利益剰余金が同額減少しております。

なお、当該誤謬の訂正に関する、連結損益計算書及び、1株当たり当期純損失への影響はありません。

5. 表示方法の変更

該当事項はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、保有する固定資産のうち減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額又は使用価値まで減損処理しております。

今後の事業計画や市場環境の変動等により、資産の使用範囲の変更や回収可能価額を著しく低下する事象が生じた場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

棚卸資産評価損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 △3,013千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、過去の販売・使用実績及び今後の販売・使用見込みから考えて収益性が低下していると見込まれる在庫については、社内規定に基づいて算出した評価損金額を帳簿価額から切り下げ、当該評価損金額を連結損益計算書に計上しております。

今後の在庫の販売・使用が減少することにより、収益性が低下していると見込まれる在庫が増加する場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

7. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

8. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	57,516千円
土地	254,767千円
投資不動産	62,744千円
計	375,027千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金177,437千円ならびに長期借入金286,783千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 819,517千円

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,169,600	524,300	—	3,693,900

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加295,400株は新株予約権の行使による新株式の発行によるものであり、228,900株は、第三者割当による新株式の発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,100	35	—	2,135

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加35株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
第4回新株予約権	普通株式	130,600	—	130,600	—	—
第5回新株予約権	普通株式	—	1,029,800	—	1,029,800	1,997
第6回新株予約権	普通株式	—	380,800	177,800	203,000	769
第7回新株予約権	普通株式	—	337,200	—	337,200	4,619

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており投機的な投資は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、営業部及び企画管理部にて与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングしリスク低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、企画管理部にて月次に資金繰計画を作成して管理しております。なお、デリバティブは為替リスク管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品等は、含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	545,822	541,934	△3,888
負債計	545,822	541,934	△3,888

(※1) 現金及び預金、電子記録債権、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金等は、短期で決裁されるため時価が帳簿価額に近似するものであることなどから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計 (千円)
長期借入金	—	541,934	—	541,934
負債計	—	541,934	—	541,934

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金は、元利合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	325,518	—	—	—
電子記録債権	68,848	—	—	—
受取手形及び売掛金	383,928	—	—	—
合計	778,294	—	—	—

(5) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年超2年以 内(千円)	2年超3年以 内(千円)	3年超4年以 内(千円)	4年超5年以 内(千円)	5年超 (千円)
長期借入金	85,911	44,308	32,750	28,965	167,925

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、栃木県において、賃貸用の倉庫（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
62,744千円	85,000千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産評価書に基づく金額であります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

321円75銭

(2) 1株当たり当期純損失

49円46銭

13. 重要な後発事象に関する注記

■会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行及び商号変更並びに定款一部変更の件

当社は、2023年1月24日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更並びに定款の一部変更について、2023年2月27日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしました。詳細は、招集ご通知株主総会参考書類、第1号議案並びに第3号議案をご確認下さい。

貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,388,153	流 動 負 債	371,990
現金及び預金	253,511	買掛金	55,067
電子記録債権	68,848	短期借入金	13,330
受取手形	41,399	1年内返済予定の長期借入金	177,437
売掛金	305,393	リース債務	5,173
商品及び製品	406,098	未払金	76,964
前渡金	214,385	未払費用	9,617
短期貸付金	230,324	未払法人税等	11,088
その他	51,384	預り金	3,243
貸倒引当金	△183,190	賞与引当金	2,570
固 定 資 産	539,936	製品保証引当金	5,079
有形固定資産	334,329	その他	12,419
建物	55,397	固 定 負 債	353,450
構築物	2,118	長期借入金	286,783
機械及び装置	812	リース債務	8,461
工具、器具及び備品	9,762	退職給付引当金	32,079
土地	254,767	役員退職慰労引当金	2,291
リース資産	10,670	預り営業保証金	22,260
建設仮勘定	800	その他	1,574
無形固定資産	24,655	負 債 合 計	725,441
ソフトウェア	24,655	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	180,951	株 主 資 本	1,195,261
投資不動産	62,744	資本金	1,970,615
投資有価証券	5,450	資本剰余金	567,364
子会社株式	76,290	資本準備金	567,364
出資金	60	利 益 剰 余 金	△1,340,712
関係会社出資金	0	その他利益剰余金	△1,340,712
長期貸付金	7,160	繰越利益剰余金	△1,340,712
差入保証金	29,247	自 己 株 式	△2,005
資 産 合 計	1,928,090	新 株 予 約 権	7,386
		純 資 産 合 計	1,202,648
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,928,090

損 益 計 算 書

(2021年12月1日から)
(2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,800,381
売 上 原 価		1,128,590
売 上 総 利 益		671,791
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		797,927
営 業 損 失		126,135
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	4,459	
そ の 他	37,909	42,369
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,489	
そ の 他	85,480	89,970
経 常 損 失		173,736
特 別 損 失		
減 損 損 失	13,973	13,973
税 引 前 当 期 純 損 失		187,709
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,500	5,500
当 期 純 損 失		193,209

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から)
(2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,852,120	448,870	△1,147,503	△1,147,503	△1,983	1,151,503	
誤謬の訂正による累積的影響額			△6,169	△6,169		△6,169	
遡及処理後当期残高	1,852,120	448,870	△1,153,672	△1,153,672	△1,983	1,145,334	
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)	118,494	118,494				236,988	
当 期 純 損 失			△193,209	△193,209		△193,209	
自己株式の取得					△21	△21	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
そ の 他			6,169	6,169		6,169	
当 期 変 動 額 合 計	118,494	118,494	△187,040	△187,040	△21	49,927	
当 期 末 残 高	1,970,615	567,364	△1,340,712	△1,340,712	△2,005	1,195,261	

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	809	1,152,313
誤謬の訂正による累積的影響額		△6,169
遡及処理後当期残高	809	1,146,143
当 期 変 動 額		
新株の発行(新株予約権の行使)		236,988
当 期 純 損 失		△193,209
自己株式の取得		△21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,577	6,577
そ の 他		6,169
当 期 変 動 額 合 計	6,577	56,504
当 期 末 残 高	7,386	1,202,648

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することのできる企業体へと転換を図っております。

海外事業が引き続き新型コロナウイルス感染症等の影響により伸び悩んでいること等、グループ全体として十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社は、上記のとおり世界情勢の先行きが未だ不透明な状況の中で、海外事業にかわる新たな事業を事業多様化戦略に取り組む必要があると考えており、従前から取り組んできた基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新規事業として立ち上げた一般住宅向け太陽光発電システム及び蓄電池システム事業に加え、EVスタンド機器の販売事業を立ち上げ、新たな収益基盤の確保に努めて参ります。

・財務基盤の安定化

当社は事業成長と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、2022年9月22日開催の取締役会において、2022年10月12日を割当日とする第三者割当による新株式及び第5回新株予約権並びに第6回新株予約権の発行を決議し、新株式の発行による資金調達が完了するとともに、第4四半期会計期間以降において新株予約権の行使による資金調達を行って参ります。

しかしながら、これらの諸施策は新規事業の立ち上げも含まれていることから計画通りの進捗が確約されているものではなく、今後の事業の進捗状況によっては、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの以外

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 3～53年

工具、器具及び備品 2～18年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。
- ③ リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
 従業員賞与の支給に備えるために、翌事業年度支給予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金
 製品の保証に備えるため、無償修理実績率により引当金を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および中小企業退職金共済制度による退職金支給見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
 役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りであります。
- 住宅設備機器事業においては、主に衛生機器及び洗面機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。
- なお、商品及び製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品及び製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額は軽微であるため、当事業年度の期首から新たな会計方針を適用しております。この結果、収益認識会計基準の適用による、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産評価損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 △4,799千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、過去の販売・使用実績及び今後の販売・使用見込みから考えて収益性が低下していると見込まれる在庫については、内規に基づいて算出した評価損金額を帳簿価額から切り下げ、当該評価損金額を損益計算書に計上しております。

今後の在庫の販売・使用が減少することにより、収益性が低下していると見込まれる在庫が増加する場合には、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

7. 過去の誤謬の修正

過年度より計上すべきであった製品保証引当金が計上されておりました。前事業年度以前の累積的影響額は、前事業年度の期首の資産、負債及び純資産の額に反映しております。この結果、前事業年度の期首の純資産の額は8,018千円減少しております。

また、当該修正再表示の結果、前事業年度の貸借対照表は、製品保証引当金が6,169千円増加し、利益剰余金が同額減少しております。

なお、当該誤謬の訂正に関する、損益計算書及び、1株当たり当期純損失への影響はありません。

8. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	建物	57,516千円
	土地	254,767千円
	投資不動産	62,744千円
	計	375,027千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金177,437千円ならびに長期借入金274,857千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	678,030千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	242,696千円
長期金銭債権	7,160千円

9. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	17,279千円
販売費及び一般管理費	125千円
受取利息	4,454千円

10. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式	2,100	35	—	2,135

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加35株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

11. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	7,601千円
貸倒引当金	56,019千円
退職給付引当金	9,809千円
繰越欠損金	332,811千円
その他	48,966千円
繰延税金資産小計	455,209千円
評価性引当額	△455,209千円
繰延税金資産合計	0千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

12. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛および事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

13. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	V I N A A S A H I C O . , L T D .	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 売上高	184,161 179,680 3,990 4,500	短期貸付金 長期貸付金 未収入金 売掛金	176,724 7,160 2,422 500
子会社	株式会社 アサヒホ ームテ クノ	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 売上高	3,600 0 8,348	短期貸付金 未収入金 売掛金	3,600 0 3,000
子会社	アサヒニ ノス株式 会社	所有 直接86.4%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 売上高 雑費	50,000 464 4,104 125	短期貸付金 未収入金 売掛金 未払費用	50,000 5,890 200 125
子会社	株式会社 チャミ・ コーポ レーション	所有 直接50.8%	売上高	売上高	327	売掛金	360
役員か つ主要 株主	星野和也	被所有 直接3.19%	資金の借入	資金の借入	13,330	短期借入金	13,330
役員か つ主要 株主	カントリ ーガーデ ン・ジャ パン株式 会社	被所有 直接6.20%	資金の借入	資金の借入	100,000		—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
 2. 子会社への貸倒懸念債権(短期貸付金及び長期貸付金)に対し、175,335千円の貸倒引当金を計上しております。
 また、当事業年度において53,259千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

14. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 323円76銭
 (2) 1株当たり当期純損失 58円47銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月24日

アサヒ衛陶株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アサヒ衛陶株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計事業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大等による影響から成長戦略が停滞しており、グループ全体として十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤り

の兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月24日

アサヒ衛陶株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アサヒ衛陶株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大等による影響から成長戦略が停滞しており、グループ全体として十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又

は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月24日

アサヒ衛陶株式会社 監査等委員会

監査等委員	三村 淳司 ㊞
監査等委員	米津 航 ㊞
監査等委員	棟朝 英美 ㊞

(注) 監査等委員三村淳司及び米津航並びに棟朝英美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

